

日本遺産「村上海賊」のロゴマーク使用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、村上海賊魅力発信推進協議会(以下「甲」という。)が実施する日本遺産「村上海賊」の魅力や価値を情報発信するための事業を推進するため、日本遺産「村上海賊」のロゴマークの使用について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程においてロゴマークとは、日本遺産「村上海賊」の魅力や価値を情報発信するにあたり、そのイメージアップを促すため図案化されたもので、別紙のとおり日本遺産「村上海賊」ロゴマークとして定めるものをいう。

2 この規程において、「ロゴマーク使用」とは別紙に定める日本遺産「村上海賊」ロゴマークを使用することをいう。

(ロゴマーク使用に関する権利)

第3条 ロゴマーク使用に関する一切の権限は、甲が有する。

(使用の申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとするもの(以下「申請者」という。)は、あらかじめロゴマーク使用承認申請書(別記様式第1号)を甲に必要書類を添付のうえ提出しなければならない。

(資格要件)

第5条 前条に規定する申請者の申請資格要件を次の各号のとおり定める。

- (1)新聞、テレビ、雑誌等報道関係者
- (2)甲を構成する団体(今治商工会議所、越智商工会、しまなみ商工会、公益社団法人今治地方観光協会、尾道商工会議所、因島商工会議所、尾道しまなみ商工会、一般社団法人尾道観光協会、一般社団法人因島観光協会、一般社団法人しまなみジャパン)
- (3)日本遺産「村上海賊」のストーリーを構成する文化財の所有者及び管理者
- (4)日本遺産「村上海賊」の魅力発信事業を支援する法人、団体、個人

(欠格要件)

第6条 前条に規定する資格要件のほか、次の各号に該当するときは、ロゴマーク使用について申請することができない。

- (1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日

から5年を経過しない者。

- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条に規定する風俗営業を営む者。
 - (3) 特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号)第 33 条に規定する連鎖販売取引を営む者。
 - (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により、更生または再生手続きをしている法人等
- 2 申請しようとする法人等の役員(法人格を有しない団体で代表者または管理人の定めがあるものの代表者または管理者を含む。)並びに個人が、次の各号に該当しないこと。
- (1) 成年被後見人または被保佐人
 - (2) 破産者で復権を得ない者
 - (3) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第 32 条の3第7項、第 32 条の 11 第1項を除く。)の規定に違反し、または刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の2、第 222 条もしくは第 247 条の罪もしくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正 15 年法律第 60 号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

(使用の承認)

第7条 甲は、第4条の規定により申請書の提出があつたときは速やかにその内容を審査し、ロゴマーク使用について承認の可否を決定し、申請者に対し承認(不承認)通知書(別記様式 2)をもって通知する。

2 甲は、申請の内容が次の各号に該当するときは、ロゴマーク使用について承認しない。

- (1) 甲の信用または品位を傷つけ、または傷つけるおそれのあるとき。
- (2) ロゴマークのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (3) 法令もしくは公序良俗に反し、または反するおそれがあるとき。
- (4) ロゴマークの使用により、消費者等に誤認または混乱を招くおそれがあると認められるとき。
- (5) 宗教的行事、活動及び政治的活動等に使用するとき
- (6) 前各号に掲げるもののほか、甲が不適當であると認めるとき

3 甲は同条第1項で承認通知をするときは、通知に合わせて使用に関する条件を付すことができる。

(申請内容の変更)

第8条 申請者は、前条の承認を受けた後、申請をしたときの使用内容を変更しようとするときは、ロゴマーク使用内容変更承認申請書(別記様式第3号)を甲に提出し、承認を得ることとする。

- 2 甲は前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、申請者に対し使用内容変更承認(不承認)通知書(別記様式第4号)をもって申請者に対し通知する。
- 3 変更内容の承認については前条第2項の規定を準用する。

(使用の廃止)

第9条 ロゴマーク使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用を廃止したときは遅滞なく、ロゴマーク使用廃止届(別記様式第5号)を甲に提出しなければならない。

(使用の停止等)

第10条 甲は、ロゴマーク使用状況が、本規程並びに第7条第3項に規定する使用条件に違反すると認めるときは、使用者に対し改善を求めることができる。

- 2 前項の規定により改善を求めた後、使用者がそれに従わないときは、甲はロゴマーク使用の使用を停止することができる。
- 3 前項の規定により使用を停止したときに発生する損害については、甲はその責を一切負わない。

(使用実績の報告)

第11条 使用者のうち、ロゴマークの使用により、商品販売等で利益が発生するときは、ロゴマーク使用実績報告書(別記様式第6号)を承認を受けた年の12月末までの実績について翌年1月末までに提出しなければならない。

- 2 前項の報告は、ロゴマークの使用を廃止するまで毎年行うこととする。なお、使用を廃止したときは、当該年の廃止した日までの実績を報告することとする。

(責任)

第12条 ロゴマークの使用に関し問題が生じたときは、使用者がその責を負うものとし、問題の解決に努める。

- 2 使用者が、ロゴマーク使用により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、甲が別に定める。